

公 告

一般競争入札を次のとおり行うので、西条市契約規則（平成１６年西条市規則第４４号）第６条の規定に基づき公告する。

令和８年１０月５日

西条市長 越 智 三 義

第１ 入札に付する事項

- １ 業務番号 西港管委第３号
- ２ 業 務 名 西条市西ひうち字地内用地測量等委託業務
- ３ 業務場所 西条市西ひうち地内
- ４ 業務概要 地積測量図作成 N＝３筆
- ５ 完成期限 令和９年３月１６日

第２ 入札方式

- １ 入札方式 本案件は紙入札方式参加とする。
- ２ 提出場所 愛媛県西条市明屋敷１６４番地 西条市建設部港湾課港湾係
- ３ 提出方法 ２の提出場所に持参又は郵送（以下「持参等」という。）により提出することとし、提出期間内に必着とする。

第３ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （２）西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成２８年西条市訓令第１０号）及び愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- （３）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定に

よる更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。))。

(4) 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した当該業務の業務内容と同等の内容を有する業務の履行実績があることを証明した者であること。なお、履行実績は令和5年度以降に受注、令和7年3月までに完了した業務とする。

(5) 土地家屋調査士が10人以上在籍し、四国内の法人であることを証明した者であること((4)及び(5)の提出書面を総じて「証明書等」という。))。

(6) 入札に参加する者の間に次に掲げる一定の関係がないこと。

a 資本的关系(親会社と子会社の関係にある場合、又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。ただし、親会社が西条市の入札参加資格を有しない場合を除く。)

b 人的関係(一方の会社の役員(監査役を除く。以下「役員」という。))が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう。)

第4 入札参加資格審査申請に関する事項

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格の有無についての審査を申請し、市長の確認を受けることを要する。

1 入札参加資格審査申請に必要な書類

(1) 一般競争入札参加資格審査申請書(様式1)

(2) 営業所表(様式2)

(3) 登録証明書

(4) 登記簿謄本

(5) 登録印鑑証明書

(6) 納税証明書

(7) 委任状(様式3)

(8) 土地家屋調査士が10人以上在籍していることを証明する書類

(9) 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した当該業務の業務内容と同等の内容を有する業務の履行実績を証明する書類(契約書及び業務内容のわかる書類の写し、発注者の履行証明書等)

2 入札参加資格審査申請の受付の期間及び場所

令和8年10月5日(月)から令和8年10月9日(金)までの執務時間中に必要書類を西条市建設部港湾課港湾係に持参等で提出すること。

3 受付期間内に入札参加資格審査申請を行わなかった者および入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

4 入札参加資格審査申請に必要な書類の配布場所

西条市建設部港湾課港湾係及び西条市ホームページ内で公開するので、ダ

ウンロードして使用すること。

第5 入札参加資格の確認について

- 1 受付期間内に入札参加資格申請を行わなかった者は、入札に参加できない。
- 2 入札参加資格を審査し、その資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
- 3 令和8年10月19日（月）（予定）までに、電話連絡の上、一般競争入札参加確認書を交付することにより行う。
- 4 入札参加資格の確認後、入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、第3で定める要件のうち、いずれか一つでも該当しなくなったときは、入札に参加できない。

第6 設計図書等の閲覧に関する事項

- 1 当該業務に係る設計図書等は、西条市港湾課港湾係において令和8年10月5日（月）から令和8年10月9日（金）までの執務時間中に閲覧に供する。
- 2 当該設計図書等に関し質問がある者は、令和8年10月6日（火）執務時間中に西条市建設部港湾課港湾係へ設計図書質疑応答書（様式4）を持参等により提出することができる。
- 3 質問に対する回答は、令和8年10月7日（水）から令和8年10月8日（木）までの執務時間中に西条市建設部港湾課港湾係において閲覧に供する。

第7 現場説明 現場説明は行わない。

第8 契約条項の閲覧に関する事項

契約条項は、西条市建設部港湾課港湾係において閲覧に供する。

第9 入札方法等

- 1 入札書及び業務費内訳書を西条市建設部港湾課港湾係に持参等で提出すること。
- 2 入札書は西条市建設工事等入札者心得（電子入札以外の案件用）（平成28年西条市制定）様式第1号を使用し、入札金額を記載すること。
- 3 業務費内訳書の様式は、西条市ホームページ内にて公開した「指定様式」を用いること。
- 4 入札書及び業務費内訳書は二重封筒とし、表封筒には「入札件名」及び「入札書及び業務費内訳書在中」の旨を記載し、入札書及び業務費内訳書はそれぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの中封筒には「入札件名」、「入札

参加者名」及び「入札書」又は「業務費内訳書」を記載し、密封すること。

- 5 入札の期間は、令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）から令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）までの執務時間中とする。ただし、最終日は午後 3 時までとする。
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札執行回数は、1 回とする。
- 8 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に違反する行為を行ってはならない。
- 9 当該業務の一般競争入札参加確認書の交付を受けなかった者は、当該入札には参加できない。
- 1 0 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- 1 1 入札参加者（入札書の提出があった者。以下同じ）がいらない場合は、入札の執行を中止する。なお、本案件は、入札参加資格審査申請をした者の公表は行わない。

第 1 0 開札の日時及び場所

令和 8 年 1 0 月 2 1 日（水） 午後 1 時 3 0 分～

西条市役所 新館 4 階 4 0 5 会議室

入札参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

第 1 1 入札保証金及び契約保証金

入札保証金については、西条市契約規則第 1 9 条により免除する。

契約保証金については、西条市契約規則第 4 7 条、第 4 9 条及び第 5 0 条に定めるところによる。

第 1 2 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- 1 第 3 で定める資格要件を満たさない者が行った入札
- 2 入札参加資格審査申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- 3 入札事項の明示がない入札
- 4 記名押印のない入札。ただし、押印を省略するために担当者名、連絡先を記載したものはこの限りでない
- 5 金額を訂正した入札。入札書及び業務費内訳書の封筒が密封されていない

い状態であるとき

- 6 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- 7 2 通以上の入札
- 8 提出された入札書と業務費内訳書の金額が異なるとき
- 9 業務費内訳書について、第 9 に掲げる「指定様式」以外の様式が提出された場合
- 10 その他入札に関する条件（西条市契約規則及び西条市建設工事等入札者心得等）に違反した入札

第 13 完成保証人 不要とする。

第 14 契約に関する事項

- 1 本案件の契約に関して、契約書の作成を要する。
- 2 落札した者が、落札者決定時から契約締結までの間に入札参加資格を喪失した場合又は入札参加資格停止を受けた場合は、契約を締結しない。

第 15 契約金の支払方法

- 1 前金払 なし
- 2 中間前払及び部分払 なし

第 16 その他

- 1 予定価格は、一般競争入札参加確認書の交付時に通知する。
- 2 前各号に定めるもののほか、西条市契約規則に定めるところによる。
- 3 郵送については、郵便書留等にて配達記録が残るものを必ず利用すること。
- 4 この業務の入札に関する問合せ先
西条市役所 建設部 港湾課 港湾係
電話（0897）52－1543 内線 2772